

◎令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

(令和二年一二月一一日法律第七七号) (衆)

一、提案理由 (令和二年一二月二四日・衆議院本会議)

○金子恭之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、令和二年七月豪雨による災害に係る義援金の抛出の趣旨に鑑み、被災者等がみずから義援金を使用することができるよう、義援金の交付を受ける権利の差押え等の禁止及び義援金として交付を受けた金銭の差押えの禁止をしようとするものであります。

本案は、去る二十日の災害対策特別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

二、参議院災害対策特別委員長報告 (令和二年一二月四日)

○新妻秀規君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、被災者等が自ら令和二年七月豪雨災害関連義援金を使用することができるようにするため、同義援金について、差押えの禁止等をしようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。